vol. 2176

【発 行】大分県高等学校教職員組合教宣部 大分市大字下郡496-38 大分県教育会館 TEL/(097)556-2838 FAX/(097)556-8998 MAIL/ohtwu@view.ocn.ne.jp

大分県高教組情報

【発行者】横道 信哉 【印 刷】佐伯印刷(株) 【売 価】30円(組合員の購款料は組合費の中に含んで徴収しています)



今号の掲載内容 (掲載順)

- ■この1年間のとりくみを確認
 - ・第1回支部・単組・専門部代表者会議・拡大戦術会議を開催
- ●36協定を締結して、働きやすい職場環境をつくろう!
- ●日教組作成:給特法見直しPRビデオ
- ●2018年度 支部・単組・専門部の代表者のみなさん

この1年間のとりくみを確認

第1回支部・単組・専門部代表者会議・拡大戦術会議を開催

とき:4月7日(土) ところ:全労済ソレイユ「カトレア」

2018年度のスタートにあたり、第1回の支部・単組・専門部代表者会議と拡大戦術会議を開催し、役員の役割と今年度のとりくみの重点について確認ました。

支部・単組・専門部代表者会議には、昨年度の代表者にも参加していただき、代表者の役割の確認と、支部、単組、専門部運営の引き継ぎを行いました。引き続き行われた拡大戦術会議では、横道委員長のあいさつに続いて、日教組が作成した、給特法廃止に向けたPR動画を視聴しました。会議では、まず利光書記長から高教組の役員としての役割を確認した後、

各担当から今年度の重点と今後のとりくみについての提起がなされました。また、昨年度の勤務実態検討委員会でも話題に上った、事務職員等に対して時間外勤務を命じるための「36協定」の締結に向けて、大分県商工労働部雇用労働政策課労働相談・啓発班の村上久征さん(県職労副委員長)から講演をいただき、学習を深めました。

参加者からは、高大接続にかかわる新テストや昨年度の衆議院選挙の総括に関すること、また、主任制度や給特法廃止のとりくみに関して今一度議論すべきなどの意見が出されました。

○運動の重点○

商工労働部 村上久征さん

【組織部】

年度内新規加入50名(分会1名) 以上めざし、組合員の総力の結集

【教文部】

平和を守り、真実をつらぬく民主教 育の確立と子どもを中心に据えた教 育改革と自由の確立

【賃財部】

私たちの賃金改善や諸手当の改善と 子どもたちの教育の機会均等を保障 するための教育予算増

【法制部】定年まで安心して働くことのできる民主的で働きやすい職場づくり

【生活部】組合員の福利厚生事業の充実

【教宣部】迅速な情報提供のための体制づくり

教職員共済 麻生さん

後藤昌幸 組織部長 長井剛 賃財部長 窪田一真 教文部長 三重野商生協専務理事



36協定を締結して、 働きやすい職場環境をつくろう!

日教組は第106回定期大会において、「36協定を締結する」ことを決定しており、2月には、全組合員に向けて職場討議資料を配布しました。大分高教組でも、4月7日に行われた第1回拡大戦術会議にて学習を深めたところです。

すでに知事部局では当局(総務部人事課)と県職労の間で協議が行われ、昨年度末にはすべての対象職場で締結するとともに、対象外の職場でも上限時間等に関する確認書が結ばれています。学校現場においても本部と県教委との間で36協定締結に向けて協議を行っています。今のところ具体的なものは提示されていませんが、今年度中には本格的な動きになることが予想されます。36協定は職場(分会)ごとに締結することになっており、締結に向けた学習が必要です。

そもそも私たちの労働時間・休日は?…

労基法32条では、「1日の労働時間を8時間、1週間の労働時間を40時間」を限度として定めており、これを「法定労働時間」といいます。(法定労働時間の範囲内で事業場ごとに定めている労働時間を「所定労働時間」といいます。)また、労基法35条では、「使用者は労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない」と定めており、これを「法定休日」といいます。(法定休日以外に事業場ごとに定めている休日を「法定外休日」といいます。)

公務員は労基法適用除外なのでは?…

国家公務員は国公法附則16条により労基法自体が適用除外とされていますが、地方公務員は地公法58条3項に掲げる条文が一部適用除外とされているにとどまり、労働時間(1日8時間、1週間40時間)や休日等に関する規定など、大部分は適用されます。

36協定とは?…

民間の事業場については、災害等により臨時の必要がある場合は、原則の労働時間や休日の規定を超えて時間外労働・休日労働をさせることができるとされていますが、この場合、所管する行政官庁への許可(緊急の場合は事後の届出)が必要となります(労基法33条1項)。しかし、これ以外(いわゆる通常時の残業等)の時間外労働・休日勤務をさせる場合には、あらかじめ労使で書面による協定を締結し、これを所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。労基法36条に規定されていることから、通称「36(サブロク)協定」といいます。

また、官公署の事業については、上記をさらに拡大し、(災害等でなくても)公務のために臨時の必要がある場合は原則の労働時間や休日の規定を超えて時間外労働・休日労働をさせることができるとされていますが、同じ官公署の事業であっても、労基法別表第一に掲げる事業(次頁掲載)は除くとされているため、当該事業については、民間事業場と同じ取り扱いとなり、災害等による場合を除いては、労基法36条に基づく労使協定(いわゆる36協定)を締結しなければ、時間外労働・休日労働を命じることができません。

ただし、公立学校等の教育職員は、給特法により時間外労働・休日労働は原則命じないものとされていますが、給特法 5条による労基法33条3項の読み替えにより公務のために臨時の必要がある場合、給特法6条の規定に基づいて政令で定められている業務(いわゆる「超勤4項目」)に限り、時間外労働・休日労働を命じることができるとされています。

つまり、学校現場では、給特法が適用されない教職員(事務職員、寄宿舎教師、現業職員等)に対しては、36協定に基づく時間外労働・休日勤務(災害等による場合を除く)以外命じることができません。

◇**労基法第33条** 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第32条から前条まで若しくは第40条の労働時間を延長し、又は第三十五条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

2 - 略 -

3 公務のために臨時の必要がある場合においては、第一項の規定にかかわらず、官公署の事業(別表第一に掲げる事業を除く。)の事業に従事する国家公務員および地方公務員については、第32条から前条まで若しくは第40条の労働時間を延長し、又は第三十五条の休日に労働させることができる。

◇**給特法5条(給特法による読み替え後の労基法33条3項)** 公務のために臨時の必要がある場合においては、第1項の 規定にかかわらず、別表第一第12号に掲げる事業に従事する国家公務員および地方公務員については、第32条から前条ま で若しくは第40条の労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができる。この場合において、公務員の健康 および福祉を害しないように考慮しなければならない。

◇**労基法36条** 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労 働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行 政官庁に届け出た場合においては、第32条から第32条の5まで若しくは第40条の労働時間(以下この条において「労働時 間」という。)又は前条の休日(以下この項において「休日」という。)に関する規定にかかわらず、その協定で定めると ころによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、坑内労働その他厚生労働省令で定める健 康上特に有害な業務の労働時間の延長は、1日について2時間を超えてはならない。

◇給特法第6条 教育職員(管理職手当を受ける者を除く。以下この条において同じ。)を正規の勤務時間(一般職の職 員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)第5条から第8条まで、第11条および第12条の規定に相当す る条例の規定による勤務時間をいう。第3項において同じ。)を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例 で定める場合に限るものとする。

2 前項の政令を定める場合においては、教育職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な 配慮がされなければならない。

- 略 -

36協定はだれが結ぶの?

36協定締結の当事者については、使用者側は、原 則として所属長(学校においては校長)となります。 労働者側は、労働者の過半数で組織する労働組合が ある場合においてはその労働組合、労働者の過半数 で組織する労働組合がない場合においては労働者の 過半数を代表する者とされており、高教組が教職員 の過半数を組織していれば、校長と分会長の間で締 結することになります。しかし、知事部局では所属 長と県職労執行委員長との間で締結しています。協 定締結の当事者をだれにするのか、労働者の過半数 を超えているかを判断する際の母数となる労働者 数の範囲等、締結にむけて解決すべき課題について は、今後当局との協議が必要です。

36協定を締結しないと…

36協定を締結せずに時間外労働や休日労働をさせ た場合、労基法119条により使用者は「6ヵ月以下 の懲役又は30万円以下の罰金」に処されることとされています。

◇労基法別表第一

◇万基 法则农第一				
号数	事業の内容	業種		監督機関
1	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、 仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体 又は材料の変造の事業(電気、ガス又は各種動力の発 生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。)	工事的業種	製造業	
2	鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業		鉱業	
3	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、 変更、破壊、解体又はその準備の事業		建設業	
4	道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客 又は貨物の運送の事業		運輸交通業	
5	ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫におけ る貨物の取扱いの事業		貨物取扱業	
6	土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取 若しくは伐採の事業その他農林の事業	農林水産業	農林業	
7	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業 その他の畜産、養蚕又は水産の事業		畜産・養蚕・ 水産業	
8	物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業	非工業的業種	商業	
9	金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業		金融・広告業	
10	映画の製作又は映写、演劇その他興業の事業		映画・演劇業	
11	郵便、信書便又は電気通信の事業		通信業	人事委員会
12	教育、研究又は調査の事業		教育研究業	
13	病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業		保健衛生業	
14	旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業		接客娯楽業	
15	焼却、清掃又はと畜場の事業		清掃・と畜業	

組織強化・拡大につながる「36協定」を締結し、働きやすい職場環境をつろう!

日教組作成:給特法見直しPRビデオ



現在、中教審「学校における働き方改革特別部会」では、 6月答申にむけて議論を進めているところですが、これに対 し日教組は、給特法廃止をはじめとする実効性ある長時間労 働是正策の実現をめざし、連合と連携してとりくみを進めて います。このとりくみを進めるにあたって、日教組は「給特 法見直しPRビデオ」を作成しました。YouTubeでも視聴可能 です。 QRコードはこちら→





※QRコード(R)は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

大2018年度 支部・単組・専門部の代表者のみなさんが

今年度、支部・単組・専門部の代表者のみなさんです。1年間どうぞよろしくお願いします。

中津支部 支部長 古長 祐治 さん 中津東分会 宇高支部 支部長 **都留 恵子**さん 宇佐支援分会 国速杵支部 支部長 西山 祐一さん 杵築分会 別府支部 支部長 **清末 昭博**さん 別府翔青分会 中央支部 支部長 **中村 浩一**さん 大分西分会

大分支部 支部長 山月 敦さん 大分東分会 久大支部 支部長 野上 和仁さん 日田林工分会 豊肥支部 支部長 **柴原 伸一**さん 三重総合分会 臼津支部 支部長 春藤 **茂伸**さん 臼杵分会 佐伯支部 支部長 大川 博さん 佐伯鶴城分会

現業職組 執行委員長 阿部 宏さん 日出総合分会 女性部 部長 和田 佐栄 さん 中津東分会 実習教諭部 部長 稲垣 勝弘さん 海洋科学分会 定通分校部 部長 **大西 隆志**さん 爽風館定時制分会 障害児学校部 部長 髙橋 貴子さん 大分支援分会

学校司書部 小野 陽子 さん 日出総合分会

養護教諭部 小川 宏子 さん 日田支援分会 ※なお、事務職組は5月の定期大会、青年部は6 月の委員会で役員の改選が行われます。 決定後、改めてお知らせします。